

三重大学におけるベビーシッター利用割引券利用案内

I. 割引券の適正な運用のために

割引券の適正な運用のために、次の書類の提出をお願いいたします。

1. ベビーシッター会社との利用契約書（利用申込書）の写し
※ベビーシッター会社は公益社団法人全国保育サービス協会（以下「実施団体」という）が指定する事業者（割引券等取扱事業者一覧に掲載されている事業者）に限ります。
※事業者と請負契約を行わないマッチングサービスをご利用の場合は、以下の書類をご提出ください。
 - 1) 「会員登録完了時に届く通知メール」または「予約確定をお知らせする通知メール^{*1}」
 - 2) 事業者が発行する「月別領収書^{*2}」または「個別領収書^{*3}」

*1～*3は、割引券利用後でも可（ただし、ベビーシッター利用後、速やかに提出してください。）
2. 母子手帳（出生届出済証明のページ）の写し、もしくは、住民票等親子関係、お子様の生年月日が記載された書類の写し
3. 配偶者の証明書類（在職証明書《休職中でないこと》又は配偶者の求職活動の場合は面接日等、職業訓練の場合は訓練日であることを証明する書類等。就学の場合は休学中でないこと。）（PDFでの提出可）
※配偶者が本学在職者の場合で、配偶者では登録を行わない場合は、配偶者の直近1か月の出勤を各学部・研究科、等の担当者に確認させていただきますので、ご承知おきください。
4. 小学4～6年生の利用の場合は、身体障害者手帳、療育手帳の写し等
※個人情報の記載されたファイルは、NII FileSenderで送付する等、適宜の方法で送付して下さい。

〈書類の提出先〉 ダイバーシティ・インクルージョン推進室

E-mail: danjo@ab.mie-u.ac.jp

★メールの件名: 「ベビーシッター割引券利用申請関係書類」として下さい。

「ベビーシッター派遣事業実施要綱」に則り、ダイバーシティ・インクルージョン推進室では、本事業で取得した情報を基に割引券台帳（利用教職員氏名および月別割引券交付数・使用枚数等記載）を作成し、実施団体から要請があった場合は、割引券台帳（利用教職員氏名および月別割引券交付数・使用枚数等記載）の写しを実施団体に提出しますので、あらかじめご了承下さい。

利用予定日から1か月が経過しても利用登録されない割引券については、ダイバーシティ・インクルージョン推進室から連絡した後、配布を取り消しますので、ご承知おきください。

II. 割引券の種別等について

ベビーシッター利用割引券の種別について

ベビーシッター利用割引券には、ベビーシッター利用割引券とベビーシッター利用割引券（多胎児用）の2種類がありますので、その違いをよく理解して利用するようにしてください。

ベビーシッター利用割引券とベビーシッター利用割引券（多胎児用）の共通する内容

利用対象者：三重大学に直接雇用されている教職員（企業等研究者・派遣職員・TA・RA・SA・学生アルバイトなど学生の身分を有するものは除く。）

配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等、ひとり親家庭によりサービスを使用しなければ就労すること（職場への復帰を含む。）が困難な状況にあることが必要です。

「職場への復帰」のためのご利用の際は、事前にダイバーシティ・インクルージョン推進室までご相談ください。

利用期間：令和6年11月22日～令和7年3月31日（予定）

※発行枚数に限度があるため、利用枚数が上限に達した場合は、利用期間内であっても発行を終了することがあります。

割引券等取扱：ベビーシッター事業者は、実施団体が指定する割引券取扱事業者に限ります。

事業者 掲載 HP : https://acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list_area.htm

※利用割引券使用前に利用契約書（利用申込書）の写しを提出してください。

割引金額：ベビーシッター会社への入会費、年会費、交通費、キャンセル料、保険料等のベビーシッターサービスに付随する料金は割引の対象外です。

令和3年度より、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等（本事業であるベビーシッター利用料に対する助成も含まれます。）について、子育て支援の観点から、所得

税・個人住民税を非課税とする措置が講じられています。

対象となる：家庭内における保育や世話、ベビーシッターによる保育施設への送迎（家庭と保育施設とのサービス間の送迎のみ）が対象です。

※家庭とは、対象児童、利用対象者と配偶者が日常的に生活し、保育が行われてる住居を言います。

利用対象外と：労働時間外や休日に利用した場合

なるサービス 次のようなケースで利用した場合

- ・家庭以外の場所での保育
- ・家庭での保育が含まれない送迎のみ
- ・保育等施設間や習い事等への送迎
- ・同一家族以外の複数の乳幼児等を同時に送迎する場合
- ・長時間の外出のためのベビーシッターサービス

※長時間については、ケースバイケースでの判断となるため、利用前にベビーシッター事業者にご確認ください。

- ・掃除、洗濯、炊事等の家事サービス

ベビーシッター利用割引券とベビーシッター利用割引券（多胎児用）で異なる内容

◎「ベビーシッター利用割引券」に関する内容

利用対象者：乳幼児の保護者であること。

対象児童年齢：乳幼児または小学3年生までの児童（利用対象者と同居していること）

※対象となる乳幼児の月数については、ベビーシッター事業者によって異なるため、利用前にベビーシッター事業者にご確認ください。

健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの子ども（身体障害者手帳・療育手帳交付のある児童、その他地方公共団体が実施する障害児施策の対象となっている児童。

「職場への復帰」の為のサービス利用の際は未就学児が対象

利用期間：購入枚数によっては、発行枚数の限度・利用枚数の上限に達していない場合でも希望する枚数を発行できないことがあります。

割引金額：1日（回）対象児童1人につき2枚まで（4,400円）

利用料金が1回につき使用枚数×2,200円以上のサービスを対象とする。

割引券は、対象児童1人につき1日（回）2枚、1家庭につき1か月24枚まで、年間280枚まで使用できる。（1日の利用可能枚数の例：3人きょうだいが全て対象児童なら6枚使用可）

◎「ベビーシッター利用割引券（多胎児用）」に関する内容

利用対象者：義務教育就学前の双子児等多胎児を養育していること。

対象児童年齢：義務教育就学前の児童（多胎児以外の児童を含む。利用対象者と同居していること。）

※対象となる乳幼児の月数については、ベビーシッター事業者によって異なるため、利用前にベビーシッター事業者にご確認ください。

割引金額：義務教育就学前の多胎児が2人の場合・・・9,000円／日（回）

義務教育就学前の多胎児が3人以上の場合・・・18,000円／日（回）

利用料金が1回につき使用枚数×2,200円以上のサービスを対象とする。

他の割引券と同日に使用することはできない。

割引券は、一家庭1日（回）につき1枚として、原則として年度内に2枚以内。

※ただし、同一家庭に多胎児を含む義務教育就学前の児童が、3人以上いる場合や、ひとり親家庭の場合等、特別の事由がある場合は年度内4枚まで使用できる。

ベビーシッター利用割引券発行手続きについて

利用月の1か月前までにお申し込みください。

原則、申し込みは、1か月単位とします。

ただし、ベビーシッター利用割引券（多胎児用）は、申込を受けてから実施団体に発行依頼をします。発券までかなりの時間を要します。お申し込みは早めにお問い合わせください。